

社会福祉法人一陽会

デイサービスセンターえびすの郷

指定通所介護（介護予防・日常生活支援総合事業含む）

重要事項説明書

指定通所介護又は介護予防・日常生活支援総合事業の提供に当たり、事業所の概要や提供されるサービスの内容、利用上の留意事項等の重要事項について次の通り説明します。

1 事業の目的と運営方針

社会福祉法人一陽会（以下「事業者」という。）が開設する指定通所介護及び介護予防・日常生活支援総合事業（「通所介護サービス等」という。） デイサービスセンターえびすの郷（以下「事業所」という。）は、介護保険法令に従い、事業所の従業者等（以下「従業者」という。）が要介護又は要支援状態と認定された利用者に対し、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう生活機能の維持又は向上を目指し、必要な日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の社会的孤立感の解消及び心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図ることを目的とします。

2 事業者（法人）の概要

事業者（法人）	社会福祉法人一陽会
所在地	〒673-0413 兵庫県三木市大塚 2 0 6 番地 6
代表者	理事長 服部 哲也
設立年月日	平成 2 3 年 4 月 5 日
電話番号	0 7 9 4 - 8 2 - 0 3 0 0

3 事業所の概要

(1) 事業所の概要

事業所	デイサービスセンターえびすの郷
指定番号	兵庫県 2 8 7 2 3 0 1 0 9 4 号
所在地	〒673-0413 兵庫県三木市大塚 2 0 6 番地 6
管理者	尾崎 正
開設年月日	平成 2 4 年 1 0 月 1 日
電話番号	0 7 9 4 - 8 2 - 0 1 0 6
F A X 番号	0 7 9 4 - 8 2 - 0 3 0 2
メールアドレス	headoffice@ebisunosato.com
サービス提供地域	三木市内（口吉川及び吉川町を除く）
送迎範囲	三木市内（口吉川及び吉川町を除く）

(2) 設備の概要

食堂	利用者の全員が利用できる十分な広さを備えた食堂等を設け、利用者が使用しやすい適切な備品類を備えます。
機能訓練室	利用者が利用できる十分な広さを持つ機能訓練室を設けます。
浴室	大浴槽 1、特殊浴槽 1、個浴 1
トイレ	男子トイレ、女子トイレ、多目的トイレ 各 1 室
その他	以下の設備を設けています。 ・ 静養室 ・ 相談室 ・ スタッフコーナー ・ 消火設備その他の非常災害に際して必要な設備 ・ 指定通所介護に必要なその他設備及び備品等

(3) 事業所の従業者体制

	職務の内容	員数
管理者（特養兼務）	業務の一元的な管理	1 名
生活相談員	利用者・家族への相談援助、地域との連絡調整	1 名以上
介護職員	介護業務	5 名以上
看護職員（機能訓練指導員兼務）	健康・保健衛生管理	1 名以上
機能訓練指導員（看護師兼務）	機能訓練等の指示・助言	1 名以上
その他の従業者		必要数

(4) 営業日等と定員

営業日	月曜日から土曜日まで（祝日を含む）
営業時間	8 時 3 0 分 ~ 1 7 時 3 0 分
サービス提供時間	指定通所介護サービス 8 時 4 5 分 ~ 1 6 時 4 5 分
	通所型サービス 9 時 3 0 分 ~ 1 6 時 0 0 分
定員	3 5 名

4 サービスの概要

(1) 介護保険給付対象サービス

次の指定通所介護又は通所型サービスについては、食費を除き、通常9割（～7割）が介護保険から給付されます。「5 利用料等」をご確認ください。

通所介護計画の作成

ア 利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、「居宅サービス計画（ケアプラン）」に沿って「通所介護計画」を作成します。ただし、緊急に指定通所介護又は通所型サービスが必要な場合は、居宅サービス計画等が作成される前であっても、通所介護サービス等の提供はできます。

イ 利用者の要介護又は要支援状態の軽減若しくは悪化の防止に資するよう、通所介護又は通所型サービスの目標を設定し、「通所介護計画」に基づき指定通所介護又は通所型サービスを計画的に行います。

ウ 利用者が書面により通所介護サービス等の内容や提供方法等の変更を希望する場

合、その変更が「居宅サービス計画」の範囲内で可能なときは、速やかに「通所介護計画」の変更等の対応を行います。

エ 「通所介護計画」の作成及び変更に当たっては、その内容を利用者及び身元保証人に対し、説明し同意を得て交付します。

送迎

身体状況に合った車輛に配慮し、事業所と自宅間(居住実態がある場所を含む)の送迎を行います。

入浴

利用者の心身の状況等に応じて一般浴槽、特殊浴槽にて入浴いただきます。自立支援や日常生活動作能力などの向上のために、極力利用者自身の力で入浴し、必要に応じて介助、転倒予防のための声掛け、気分の確認など行います。

健康管理

営業日ごとに利用者の健康状態の確認をします。

機能訓練

利用者の心身の状況等に応じて、自立した日常生活を営む上で必要な生活機能の改善又は維持するための機能訓練を実施します。

相談・援助

利用者の生活の向上を図るための適切な相談・援助を行います。

その他(介護等)

利用者の心身の状況等に応じて、自立した日常生活を営む上で必要な日常生活上の世話、介護、レクリエーションや行事などを行います。

- ・ おむつ利用の方はおむつを持参ください。
- ・ レクリエーションや行事によっては、別途参加料がかかるものもあります。

(2) 介護保険給付対象外サービス

事業所は、利用者又は身元保証人との合意に基づき、以下の介護保険給付対象外サービスを提供するものとします。

食事

利用者の身体状況・嗜好を考慮した食事を提供します。また、利用者の自立支援に配慮して、可能な限り離床して食堂等で食事を摂ることを支援します。

おむつの提供

理美容サービス

理美容師の出張による理美容サービスをご利用いただけます。

その他(日常生活において通常必要となるものの提供)

5 利用料等

指定通所介護又は通所型サービスを利用した場合の「基本利用料」は以下の通りです。お支払いいただく「利用者負担金」は、原則として基本利用料に利用者の介護保険負担割合証に記載された負担割合を乗じた額になります。ただし、支払方法が償還払いになる場合は、利用料の全額をお支払いいただきます。その場合、お支払いを受けた後、事業所からサービス提供証明書を発行しますので、市町村の介護保険担当窓口へ提出し、後日払い戻しを受けてください。

(1) 基本部分（通常規模型通所介護費・介護予防・日常生活支援総合事業費）
「別表1 介護保険対象サービス料金」のとおりとなります。

(2) 加算・減算

要件を満たす場合には、上記の基本部分に「別表2 加算となる介護保険対象サービス料金」が加算又は減算されます。

(3) その他の費用

「別表3 介護保険対象外サービス料金」のとおりとなります。なお、経済状況の著しい変化その他やむを得ない事由がある場合、相当な額に変更することがあります。その場合事前に変更の内容とその事由について、変更を行う1か月前までにご案内します。

6 利用料金のお支払方法

前記(1)(2)(3)の利用料・費用は、1月ごとに計算し、翌月の15日に請求書を発送します。「別表4 利用料金のお支払い方法」に基づき、原則として翌月27日までにお支払い下さい。

7 サービスの中止、変更、追加

利用予定日の前に、利用者又は身元保証人の都合により、通所介護サービス等の利用を中止、変更、又は新たな通所介護サービス等の利用を追加することができます。この場合には通所介護サービス等の実施日の前日までに事業所に申し出てください。

利用予定日の前日までに申し出が無く、当日になって利用の中止の申し出をされた場合、キャンセル料として、別表3に記載の料金をお支払いいただく場合があります。ただし、利用者の体調不良等正当な事由がある場合は、この限りではありません。

サービス利用の変更・追加の申し出に対して、事業所の稼働状況により利用者の希望する期間に指定通所介護又は通所型サービスの提供ができない場合、他の利用可能日時を利用者又は身元保証人に提示して協議します。

8 代理人等について

(1) 事業所では、契約締結に当たり、代理人、連帯保証人及び身元保証人の設定をお願いしています。

代理人は、利用者のご家族又は縁故者若しくは成年後見人等の中から選任していただくものとします。

代理人は原則として連帯保証人を兼ねることとします。但し、事業所と代理人と協議の上、代理人とは別の者を連帯保証人とすることができるものとします。

連帯保証人は身元保証人を兼ねるものとします。

(2) 代理人の職務は、次の通りとします。

利用者に代わって又は利用者とともに、契約書第6条3項、第9条3項、第20条1項、第21条1項に定める解約・解除の意思表示及び手続き、その他利用者を代理して行う意思表示、事業所の意思表示や報告・通知の受領、事業所との協議等を行うこと。

利用者を代理して、又は利用者に代わって、サービス利用料等を支払うこと。

- (3) 連帯保証人の職務は次の通りとします。
利用者と連帯して、本契約から生じる利用者の債務を負担すること。
- (4) 身元保証人の職務は、次の通りとします。
利用契約が終了した後、事業所に残された利用者の所持品(残置物)を利用者自身が引き取れない場合の受取り及び当該受取り又は処分にかかる費用を負担すること。
- (5) 連帯保証人の負担する保証債務の内容は以下のとおりとします。
連帯保証人の負担は、民法第458条の2に定める連帯保証人として、利用料等の経済的な債務について極度額30万円を限度とします。
連帯保証人が負担する債務の元本は、利用者、代理人又は連帯保証人が死亡したときに、確定するものとします。
事業所は、連帯保証人から請求があったときは、遅滞なく、利用料等の支払状況や滞納金の額、損害賠償の額等、利用者の全ての債務の額等に関する情報を提供します。
連帯保証人が死亡または破産手続開始決定を受けた場合、もしくは連帯保証人について成年後見が開始された場合は、利用者又は代理人は別の連帯保証人を選任するものとします。

9 サービス利用に当たっての留意事項

- (1) ご来所の際
利用者又は代理人は、体調の変化があった際には事業所の従業者にご一報ください。
利用者は、事業所内の機械及び器具を利用される際、必ず従業者に声をかけてください。
- (2) 禁止行為
以下の行為につきましては、ご遠慮ください。
喫煙(全館禁煙)
決められた場所以外での飲酒・飲食等
従業者又は他の利用者に対し、ハラメントその他の迷惑行為を行うこと
施設内での営利行為、宗教等への勧誘、政治活動、秩序風俗を乱す行為
従業者に対する贈物や飲食のもてなし
従業者及び他の利用者に対する身体的・精神的暴力
その他決められた以外の物の持ち込み

10 緊急時の対応

サービス提供時に利用者の病状の急変が生じた場合、その他必要な場合には、速やかに主治医又は協力医療機関に連絡等をとるなど必要な措置を講じます。

11 非常災害対策

事業所は、非常災害その他緊急の事態に備え、必要な設備を備えるとともに、常に関係機関と連絡を密にし、とるべき措置についてあらかじめ消防計画を作成し、消防計画に基づき、従業者等の訓練を行います。

12 事故発生時の対応

指定通所介護又は通所型サービスの提供により事故が発生した場合には、市町村、利用者の身元保証人等、関係医療機関等への連絡を行うなど必要な措置を講じ、事故の状況や事故に際してとった処置について記録し、賠償すべき事故の場合には、損害賠償を速やかに行います。

13 身体拘束の禁止

原則として、利用者の自由を制限するような身体拘束を行わないことを約束します。ただし、緊急やむを得ない理由により拘束をせざるを得ない場合には、事前に利用者及び身元保証人へ十分な説明をし、同意を得るとともに、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由について記録します。

14 高齢者虐待の防止、尊厳の保持

利用者の人権の擁護、虐待の防止のために、研修等を通して従業員の人権意識や知識の向上に努め、利用者の権利擁護に取り組める環境の整備に努めます。

利用者の人権及びプライバシーの保護、ハラスメントの防止等のため業務マニュアルを作成し、従業者教育を行います

15 守秘義務に関する対策

事業所及び従業者は、業務上知り得た利用者及び身元保証人の秘密を洩らさないことを厳守します。また、退職後においてもこれらの秘密を漏らさない旨を、従業者との雇用契約の内容としています。

16 苦情相談窓口

(1) 当施設における苦情の受付

サービスに関する相談や苦情については、次の窓口で対応します。

苦情相談窓口担当者

解決責任者：管理者 尾崎 正

担当者：副管理者 榎 千恵子

生活相談員 伊藤 正博

受付時間：月～金曜日 9時00分～17時00分

電話番号：0794-82-0106

また、苦情受付ボックスを1階受付に設置しています。

(2) 行政機関その他苦情受付機関

公的機関においても、次の機関において苦情申し出ができます。

三木市地域包括支援センター

三木市上ノ丸10番30号

電話番号：0794-89-2337

受付時間：8時30分～17時00分（土日、祝日を除く）

三木市役所 健康福祉部介護保険課

三木市上ノ丸10番30号

電話番号：0794-82-2000

受付時間：8時30分～17時00分（土日、祝日を除く）

○兵庫県国民健康保険団体連合会

神戸市中央区三宮1丁目9番1-1801号

電話番号：078-332-5601

受付時間：8時45分～17時15分（土日、祝日を除く）

(3) 第三者委員について

第三者委員とは公平中立な立場で苦情を受け付け相談にのっていただける委員で、問題を円滑・円満に解決するために設けられた制度です。

当施設の第三者委員は次のとおりです。

村上 弘幸 氏（学識経験者・社会福祉事業経験者）

公森 忠勝 氏（地域を代表する者）

17 損害賠償

当事業所において、事業所の責任により利用者に生じた損害については、事業所は、速やかにその損害を賠償します。守秘義務に違反した場合も同様とします。ただし、損害の発生について、利用者又は身元保証人に故意又は過失が認められた場合には、利用者の置かれた心身の状況等を斟酌して減額するのが相当と認められた場合には、事業所の損害賠償責任を減じさせていただきます。

事業所は、自己の責めに帰すべき事由がない限り、損害賠償責任を負いません。とりわけ以下の各号に該当する場合には、事業所は損害賠償責任を免れます。

利用者又は身元保証人が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について故意にこれを告げず、又は不実の告知を行ったことに専ら起因して損害が発生した場合

利用者又は身元保証人が、サービスの実施のため必要な事項に関する聴取、確認に対して故意にこれを告げず、又は不実の告知を行ったことに専ら起因して損害が発生した場合

利用者の急激な体調の変化等、事業所が実施したサービスを原因としない事由に専ら起因して損害が発生した場合

利用者又は身元保証人が、事業所及び従業員の指示・依頼に反して行った行為に専ら起因して損害が発生した場合

年 月 日

指定通所介護又は介護予防・日常生活支援総合事業のサービスの提供の開始に当たり、利用者及び身元保証人に対して利用契約書及び本書面に基づいて重要な事項を説明し交付しました。

所在地 兵庫県三木市大塚 2 0 6 番地 6
施設名 デイサービスセンターえびすの郷

管理者 尾崎 正

説明者 (役職) (氏名)

私は、利用契約書及び本書面により、事業者から指定通所介護又は介護予防・日常生活支援総合事業について重要事項説明を受け同意しました。

< 利用者 >

住所

氏名

< 代理人 >

住所

氏名

電話番号

< 連帯保証人兼身元保証人 >

住所

氏名

電話番号